

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（黒津地区 ※黒津下西、黒津馬場、黒津東）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	83.67 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	60.02 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	28.25 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	6.37 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人、集落営農組織及び認定新規就農者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が約6割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

黒津地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び認定新規就農者の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
黒津地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
黒津地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。



4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

黒津地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（崎村地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	67.23 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	50.64 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	38.3 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	3.64 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.83 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農生産組合等の農事組合法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が6割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

崎村地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の10経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。

崎村地区の農地利用は10つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。

崎村地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

## 農地中間管理機構の活用方針

崎村地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

## 基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（下神代地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.66 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.55 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	12.76 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	4.42 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	3.99 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農生産組合等の農事組合法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が6割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下神代地区の農地利用については、中心経営体である法人や集落営農組織及び個人の認定農業者の10経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。

下神代地区の農地利用は10つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。

下神代地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農生産組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針  
下神代地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。  
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針  
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（上神代地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.81 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.1 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	11.59 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	3.82 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が〇〇（株）、〇〇集落営農等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上神代地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の8経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
上神代地区の農地利用は8つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
上神代地区の農地利用は、中心経営体である〇〇集落営農等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>上神代地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（快樂地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.23 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.36 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	14.27 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	1.39 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.25 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇集落営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が9割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

快樂地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
快樂地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
快樂地区の農地利用は、中心経営体である〇〇集落営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>快樂地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（渡瀬地区 ※古賀、田中、渡瀬、飛渡瀬）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.59 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.14 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	22.89 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	2.23 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.33 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇集落営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者、認定新規就農者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が9割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

渡瀬地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織、個人の認定農業者及び認定新規就農者の8経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。

渡瀬地区の農地利用は8つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。

渡瀬地区の農地利用は、中心経営体である〇〇集落営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針  
 渡瀬地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。  
 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針  
 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（龍尾地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.98 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.55 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	6.47 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の7割以上が農事組合法人〇〇、〇〇集落営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が8割以上となるため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

龍尾地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。

龍尾地区の農地利用は4つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。

龍尾地区の農地利用は、中心経営体である〇〇集落営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針  
 龍尾地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。  
 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針  
 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（柳島地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	32.05 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.53 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	18.7 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	1.45 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が約9割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柳島地区の農地利用については、中心経営体である法人及び集落営農組織の3経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
柳島地区の農地利用は3つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
柳島地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>柳島地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（大島地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.36 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.33 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	17.94 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合といった農事組合法人や集落営農組織に集積されているが、そのうち60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大島地区の農地利用については、中心経営体である法人及び集落営農組織の3経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
大島地区の農地利用は3つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
大島地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>大島地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（迎島地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	47.13 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.32 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	31.58 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていな又はいない）の農業者の耕作面積の合計	5.61 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	1.79 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が約7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

迎島地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。

迎島地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。

迎島地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

## 農地中間管理機構の活用方針

迎島地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

## 基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（出来島地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.62 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.86 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	18.83 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	2.65 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が有限会社〇〇、〇〇営農組合等の法人、集落営農組織及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が約7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

出来島地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
出来島地区の農地利用は4つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
出来島地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。



4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

出来島地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（中津地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.32 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.02 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	1.75 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0.48 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が〇〇営農組合に集積されている。そのうち60歳以下の耕作者によって運営されている農地が8割であり、現在の耕作者の年齢層を維持しつつ新たな農地の受け手の確保を進めていく。
---

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中津地区の農地利用については、中心経営体である集落営農組織を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
中津地区の農地利用は1つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
中津地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合の構成員の高齢化が今後進んでいくことから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成すること

を想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>中津地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（大野地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.55 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.63 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	7.09 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	1.47 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.82 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の8割以上が有限会社〇〇及び〇〇営農組合に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が8割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大野地区の農地利用については、中心経営体である法人及び集落営農組織の2経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
大野地区の農地利用は2つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
大野地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>大野地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（林慶地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.75 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.43 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	1.75 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0.39 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の7割以上が農事組合法人〇〇、〇〇営農組合等の法人及び集落営農組織に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が約7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

林慶地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織の5経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
林慶地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
林慶地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>林慶地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（小鹿地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.51 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.35 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	0.01 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人に集積されている。法人内の耕作者については高齢化が進んでおり、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小鹿地区の農地利用については、中心経営体である法人の2経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
小鹿地区の農地利用は2つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
小鹿地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者に計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>小鹿地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（用作地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.66 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.66 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	1.84 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0.08 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が農事組合法人〇〇等の法人及び個人の認定農業者に集積されているが、耕作者の高齢化が進んでおり、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

用作地区の農地利用については、中心経営体である法人及び個人の認定農業者の3経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
用作地区の農地利用は3つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
用作地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。



4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

用作地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（柴尾地区）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.68 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.73 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	9.67 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていない又はいない）の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④うち地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の8割以上が農事組合法人〇〇や〇〇営農組合等の法人や集落営農組織に集積されているが、60歳以上の耕作者によって運営されている農地が7割に及ぶため、新たな農地の受け手の確保が必要となる。
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柴尾地区の農地利用については、中心経営体である法人及び集落営農組織の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
柴尾地区の農地利用は4つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
柴尾地区の農地利用は、中心経営体である農事組合法人〇〇等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。



4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

柴尾地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
神崎市	千歳地区（小森田地区 ※小森田、小森田上地）	令和4年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.87 ha
②うちアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.26 ha
③うち地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	14.7 ha
i うち後継者未定（後継者が決まっていなかったりいない）の農業者の耕作面積の合計	2.32 ha
ii うち後継者について不明（アンケート未記入）の農業者の耕作面積の合計	2.78 ha
④うち地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）	

## 2 対象地区の課題

耕作農地の9割以上が〇〇（株）、〇〇営農組合及び個人の認定農業者に集積されているが、60歳以下の耕作者によって運営されている農地が約5割であり、現在の耕作者の年齢層を維持しつつ新たな農地の受け手の確保を進める。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小森田地区の農地利用については、中心経営体である法人、集落営農組織及び個人の認定農業者の4経営体を中心に農地の集積を行っていく。また地域団体を巻き込みながら非農家や女性の参加を促しつつ、後継者の受入れに向けた環境整備を進めることにより対応していく。
小森田地区の農地利用は5つの中心経営体が担い、農地の賃借料の統一化と機構の集団活用による交換分合を通じ、集約化を促進することで対応していく。
小森田地区の農地利用は、中心経営体である〇〇営農組合等の構成員の高齢化が進んでいることから、入作を行っている認定農業者にも計画的に集積・集約化することで対応していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>小森田地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>